

江戸時代後期武蔵国における下肥値下げ運動

— 武蔵国多摩郡馬橋村「御用留」の分析を中心に —

須田 光輝

〈要約〉

本論では、天保期の下肥値下げ運動に関して、杉並区立郷土博物館に寄託されている武蔵国多摩郡馬橋村(現、東京都杉並区)の「御用留」(大谷家所蔵文書)を利用して、江戸西郊における情報伝達経路や運動の発生と展開について分析を加えた。天保十四(一八四三)年二月朔日に武蔵・下総国八ヶ所領二八三ヶ村の惣代から勘定奉行へ、下肥の高値を訴え、値段の引き下げを求めた運動が発生した。寛政期に起きた下肥値下げ運動に倣って行われたものである。本論ではこうした現象の情報伝達などに注目し、東葛西領から野方領にある馬橋村へ伝わったのは約二ヶ月要したことが判明した。天保十四年二月に願書が提出されてから、運動が活発になり、通達の範囲が拡大したことが考えられる。馬橋村周辺では、中野村を中心に寄合が行われており、地域社会の実状をみることができた。以上のことから、下肥値下げ運動の波及がわかり、江戸市中を巻き込んだ運動だったと言える。村間における情報の伝達経路をみることにより、江戸西郊における下肥値下げ運動の展開の一側面を明らかにした。

〈キーワード〉

「御用留」 下肥 馬橋村 地域社会 関東取締出役

はじめに

江戸時代後期武蔵国においては、主に寛政期・天保期・慶応期などに下肥値下げ運動が起きて⁽¹⁾いる。これらの社会動向は、近世後期における江戸近郊の農業生産を考察・分析するうえで、注視すべきものである⁽²⁾。

下肥に関する主な研究は、野村兼太郎氏が江戸の下肥取引に関して研究したことにはじまり、伊藤好一氏⁽³⁾・渡辺善次郎氏⁽⁴⁾・熊澤徹氏⁽⁵⁾・小林風氏⁽⁶⁾などのものがある。伊藤氏は、江戸と周辺農村の実状をみる上で、事例の一つに下肥値下げ運動を取り上げた。そして、下肥を利用するものにとつては、ただ価格の引き上げだけを望み、掃除人(下肥商人)にとつては、掃除場所の確保がより重大な問題であること述べ、両者の問題点の差異を明らかにした⁽⁷⁾。さらに渡辺氏は、江戸以外の大坂・京都などの下肥紛争にも着目し、「大都市を中心にして発生した下肥紛争が、規模の違いはあれ、各地の中小都市においても起こりうる状況が広く醸成されつつあったことを示している」と述べている⁽⁸⁾。そして熊澤氏は、在方百姓自身により、在方百姓の「公」的規範を作り変えたところに運動の意義があったと結論付けている⁽⁹⁾。これらの研究は、百姓や下肥の高騰などに注目し、下肥値下げ運動を検討したものである⁽¹⁰⁾。

そのなかでも小林氏は、天保期の下肥値下げ運動の歴史的位置付けを行った。そして、江戸西郊と東郊における議定を比較することにより、「江戸周辺地域における下肥の利用事情の差異が同一の議定を取り結ぶことを阻んでいた」ことを明らかにした⁽¹¹⁾。だが先行研究では、江戸西郊地域

の実状に迫った研究は、検討の余地を残している。特に下肥値下げ運動時、江戸西郊地域間の村々における展開の違いについて不明な点を残している。その一部を明らかにするため、天保期に注目した⁽¹²⁾。

そこで本稿では、武蔵国多摩郡馬橋村(現、東京都杉並区)⁽¹³⁾の名主の家に伝わった大谷家文書のうち、その村の「御用留」を基礎史料として分析を加えていく。「御用留」とは、「江戸時代の名主・庄屋などの村役人が村政執行上必要な文書や諸事項を書き留めた帳簿」のことである⁽¹⁴⁾。馬橋村「御用留」は、杉並区立郷土博物館が発行している研究紀要にて、一部翻刻して報告されている。また、馬橋村「御用留」に関する研究は、久保貴子氏「御用留」にみる天保期の馬橋村と下井草村」などがある⁽¹⁵⁾。ここではその活字史料に依拠しながら、天保期に起きた下肥値下げ運動について行論を展開したい。

現在、下肥値下げ運動における「御用留」の伝達経路に触れた研究は未だ充分ではない。下肥値下げ運動における情報の伝達経路や下肥値下げ運動の発生から展開に関し、馬橋村「御用留」を中心として見通すことを目的としたい。馬橋村「御用留」を用いる意義として、下肥値下げ運動における西郊の実状を明らかにすることにより、情報の伝達経路の一面を解明することができると考える。

以下本論では、天保期の下肥値下げ運動に関して、小林氏などの先行研究を参考にしながら、馬橋村「御用留」などを通して、検討していく。

「史料 1」

乍恐以書付奉願上候

武州葛飾郡東葛西領・西葛西領葛領本田組・同領新田組・同州足立郡洲江領・同州葛飾郡二郷半領・松伏領・同州埼玉郡八条領・新方領・下総国葛飾郡小金領、右九ヶ領惣代左之名前之もの共奉申上候、私共村々之儀は山林無之農業一統之村々、殊二江戸近在二而田畑作物下肥のみ二而養来り、村々百姓之内農業之間下掃除渡世いたし候ものとも、御府内諸家様并町々家主共江掛合示談之上、下肥代金益暮兩度前金二相渡し引請在々江売捌来、然ル処百姓共之内町々家主共江増金申込糶取候者も有之、追々元直段高直二相成売捌方之儀も右二准し同様高直二相成候得共、私共村々之儀は外肥品土地不相応二而相用下肥第一之村々二付、百姓共難渋陥罷在候処、寛政元酉年中御勘定 御奉行久保田佐渡守様江領々惣代を以、右下肥元直段引下方之儀奉願上候処、御吟味之上町 御奉行池田筑後守様江御引渡二相成再応御取調御座候二付、延享・寛延年中掃除代金目当として及対談度、乍併手広之儀二付一通二而は取締方難行届、百姓共申合議定取極証文差上候処、掃除代之儀ハ対談之事二候得共、第一御田地相統諸作物江も相響候品二有之、其外前裁物等下直に相成候得は町人共暮方之ため筋二も相成候道理二付、肥直段引下ヶ方之儀可成丈ヶ掃除人とも対談致し、此上無謂肥代引上申間敷旨同子年六月中室町年番名主助右衛門外拾壹人被召出、惣家主共江右之趣可申間旨二而御請印被仰付、領々惣代之者共江

また渡辺善次郎氏は肥料に関して、「文政期から天保期になると、それまでのような農書の中の一部として肥料を論じていたものから、肥料だけを専門的に記述した肥料論が登場して」きたと指摘している⁽²⁹⁾。その農書とは、大蔵常長の『農稼肥培論』と佐藤信淵の『培養秘録』である⁽³⁰⁾。同氏は『農稼肥培論』について、「人屎尿、厩肥、草肥、魚肥、各種粕類等、二五種の肥料について、その肥効と使用方法」があると述べている⁽³¹⁾。

一方『培養秘録』については、「動物・草木・土石、各十二種、合計三十六種の肥料について、各々の性効、製法、用法を論述している。」と指摘している⁽³²⁾。同氏は両者の共通点として、「第一に取り上げているのは、人屎尿」と述べている⁽³³⁾。人屎尿、つまりは下肥の重要度を示している農書である。肥料論を中とした農書が書かれ、人屎尿の効力が解説されたことが、より一層下肥の価値が上がる要因の一つとなったのではないだろうか。

以上のことから、文政から天保期において肥料がますます重要視された時期だったことが考えられる。そうして下肥の糶取行為がみられるようになり、徐々に下肥が高値になっていった⁽³⁴⁾。

第二節 下肥値下げ運動の発生

次に天保期の下肥値下げ運動がどのように始まったか確認していく。

次の史料 1 は、天保十四（一八四三）年二月朔日に武蔵・下総国八ヶ所領二八三ヶ村の惣代から勘定奉行へ、下肥の高値を訴え、値段の引き下げを求めた願書である⁽³⁵⁾。なお、同史料を用いた先行研究としては小林風氏の業績がある⁽³⁶⁾。

は右之趣村々下掃除人共江不洩様可申通旨是又被仰渡候付、元直段夫々引下ケ、売捌方之儀は壹艘代金三分より壹兩位迄、麦作仕附之節は同壹艘二付式分式朱より三分位迄、其間は同壹艘式分より式分式朱位迄二引下ケ売買仕候二付、大勢之百姓共相助難有奉存罷在候処、年来相立数ケ領大勢之もの共江戸町江入込候儀二付、中二は糶取又は家主共より増金申聞、承引不致ものハ外掃除人江引替可申旨聞候間、無抛増金いたし候二付元直段は不及申売捌方も自ラ高直二相成、諸作養方不行届難儀至極仕候間、式拾三ヶ年以前文政三辰年中近在村々下掃除人并百姓共一同相談之上元直段引下方掛合候処、江戸市中場広之儀二付下掃除人数多二而、右懸合中二は直段相増糶取引請候ものも有之、次第二議定相崩自然と元直段高直二相成相互糶合候様成行、近来二而は去ル天保八酉年頃より壹艘二付代金壹両三分より式両式分位迄引上売捌、尤当時は少々引下ケ候得共右二准し寛政度被仰渡、且議定二相振れ難儀、就中小高之もの共は別而之儀二而、田畑養方手丈夫肥手当いたし候得は曆然収納も御座候得共、肥代金夥敷相懸候二付自養方手薄二而小作引方等年毎内損相立、不作之年柄は不奉顧恐多破免相願候様相成、此儘二而は田畑養方不行届難儀至極仕罷在候折柄、今般厚御趣意二而米穀其外諸色共直下ケ被仰出難有御儀奉存候得共、下肥二限候而は追々直段引上先般議定も空敷相成、困窮之百姓共乍存田畑養方自由二出来不申、左候得は前段奉申上候通曆然取実薄く、第一大切之御田地相続相成兼誠以難渋迫り候二付、都而寛政度被仰渡議定之姿二立戻、

元直段より売捌直段二至迄夫々引下ケ、後年下肥一派之儀二付聊直段不同不取締之事共無之様仕度、大勢之百姓共一統挙而存込、兼々下掃除人共掛合および候得共、在町一円場広之儀二付中々以不行届候間、惣代を以相願吳候様百姓共一同相歎候間此段奉願上候、何卒格別之以御慈悲右難渋之段被為聞召訳、寛政四子年中元直段引下方対談行届候通、乍恐尚又今般江戸町々家主共江被仰渡被下置候様奉願上候、左候ハ、重而元直段売捌方とも下掃除人共は不及申、横合より不濯合前規定堅相守り、田肥其外共仕入行届耕作専二相成無難二御田地永續仕、大勢之百姓共一同相助り莫太之御仁恵偏二難有仕合奉存候、以上

(以下、後略)

紙幅の関係上、右の史料のうち、参加村名の部分を省略した。史料1から、次のようなことが判明する。

傍線部①から、願書に参加している村々は、山林が無く農業を専業にしている村であり、畑は下肥で養っていることがわかる。百姓たちにとつて、農業を営んでいくうえで、下肥が必要不可欠なものであったことが言える。この部分は勘定奉行に対して、下肥の重要性を示すために書かれた文言であると推測される。そして傍線部②では、文政三(一八二〇)年に、下掃除人と百姓たちは相談の上、元直段を引き下げることが示されている。当時の江戸市中には下掃除人が多く、下肥の高値は糶取が原因であったことが考えられる。そして次第に議定が守られなくなり、自然と下肥が高くなった状況だったことが判明する。文政

三年のことに關して小林氏は、「下掃除人と百姓達が相談の上、元値段引上げ交渉をおこなおうとしたが、交渉の最中に下掃除場所の糶取をおこなう下掃除人などが多く、領々議定も守られない状態にあった」と指摘している。⁽³⁷⁾ 文政期にも下肥が高値になったことから、⁽³⁸⁾ 下肥の高値が度々問題になっていたことが考えられる。

小林氏は傍線部③の部分に關して、「天保改革の一政策である米穀をはじめとした諸物価引き下げ令が出される中、下肥に關しては値上がり状態であり、領々議定も有名無実化しているため、百姓達の農業経営は逼迫している。」と指摘している。⁽³⁹⁾ ここで言われている「諸色共直下ケ」とは、天保十三年のものが該当するのではないだろうか。⁽⁴⁰⁾ 同氏は傍線部④から、「そのため元値段から売捌値段に至るまで、寛政期の申渡の状態に戻し、今後下肥価格に格差が生じないように、在方内も含め町方とも話し合いをおこない⁽⁴¹⁾で勘定奉行所に依頼した」と述べている。話し合いを行うために、勘定奉行に訴える必要があったことが推測される。勘定奉行へ要求しなければ百姓と下掃除人の話し合いを実現することが難しかったのではないだろうか。また決めたことに関して、効力を持たせるために、勘定奉行に百姓と下掃除人で取り決めに把握してもらおう必要性があったと言えるだろう。

この願書では、前半部分で寛政期に起きた下肥値下げ運動について触れられている。この願書を分析した小林氏によると、「現状を訴えながら、在方が要求したのは、町方家主に対しては、寛政期のように下掃除代引き下げ交渉に応じるように再度命じてもらうこと、在方に対しては、領々議定の有効性を再認識させることであった。これはいわば寛政期に在方側が勝ち取った権利の再獲得を求める動きであった。」と述べている。⁽⁴²⁾

寛政期に勝ち取った状況に戻そうとしたのが、天保期の下肥値下げ運動だった。ここで言われている寛政期について、確認しておこう。

大石学氏は、寛政期の下肥値下げ運動について、次のような分析をしている。⁽⁴³⁾

寛政期になると、金肥が需要増大にともない価格が高騰し、農業経営を圧迫した。そこで東葛西領を中心とする武蔵・下総二か国三十七領一〇二六か村は、寛政元(一七八九)年から同年にかけて、幕府に対して江戸市中の下肥価格の引き下げを訴願した。この結果、町方との相対交渉が認められ下掃除契約金の引き下げに成功した。

寛政期の運動では、下掃除代の値下げに成功した。以上のことから、寛政期に倣い展開したのが、天保期の下肥値下げ運動であると考えられる。一揆は、先例に則って行われる傾向にあったのではないだろうか。次章から、その展開を馬橋村「御用留」を中心に論じていく。

第二章 武蔵国多摩郡馬橋村での事例

第一節 馬橋村における「御用留」について

第一章では、下肥値下げ運動の発生について、天保期の下肥値下げ運動は、寛政期に倣って展開したものであることを確認した。本章ではこの展開は、どのように行われたのか迫っていく。まず馬橋村に關して、概括的に揭示しておこう。馬橋村の位置を、図2で確認したい。⁽⁴⁴⁾

表1 馬橋村「御用留」現存状況

	文書番号	和暦	西暦	備考
1	C-1	安永二年三月	1773	
2	C-2	安永三年五月	1774	
3	C-3	安永四年二月	1775	
4	C-4	天明七年五月	1787	
5	C-5	寛政元年二月	1789	
6	C-6-(1)	寛政四年三月	1792	
7	C-6-(2)	寛政四年九月	1792	
8	C-10	寛政五年正月	1793	
9	C-22	寛政六年正月	1794	
10	C-23	寛政七年一月	1795	
11	C-24	寛政七年十一月	1795	
12	C-12	寛政八年正月	1796	
13	C-13-(1)	寛政八年	1796	欠損有り
14	C-25	寛政九年三月	1797	
15	C-14	寛政九年九月	1797	
16	C-15	寛政十年正月	1798	
17	C-16	寛政十年九月	1798	
18	C-17	寛政十一年三月	1799	
19	C-18	寛政十二年二月	1800	
20	C-26	享和二年正月	1802	
21	C-27	文化十年六月	1813	
22	C-30	天保五年正月	1834	
23	C-31	天保六年正月	1835	
24	C-32	天保七年正月	1836	
25	C-33	天保八年正月	1837	
26	C-34	天保九年正月	1838	
27	C-35	天保十年正月	1839	
28	C-36	天保十二年正月	1841	
29	C-37	天保十三年正月	1842	
30	C-38	天保十四年正月	1843	
31	C-39	天保十五年正月	1844	
32	C-40	嘉永七年正月	1854	
33	C-41	安政三年正月	1856	
34	C-42-(1)	安政七年正月	1860	
35	C-43	慶応三年正月	1867	
36	C-44-(1)	慶応四年正月	1868	

(注)『武蔵国多摩郡馬橋村史』巻頭図版目次二六～六一番をもとに、筆者作成

『国史大辞典』によると、「江戸時代の名主・庄屋などの村役人が村政執行上必要な文書や諸事項を書き留めた帳簿。」と記されている。⁽⁵²⁾

一方、森安彦氏は、「御用留」の性格を次のようにまとめている。⁽⁵³⁾

- ① 領主からの触書・廻状・「御用」等について書き留めたもの
- ② 村内からの願書・届書・近村役人との相互文書を控えとして記録したもの
- ③ 廻状形式によって村内に伝達された触書・「御用」を一読して、隣村へ廻すに際して、その控えとして記録したもの

このようなことから、簡潔にまとめると「御用留」とは、名主の備忘録

とも言える。「御用留」を用いることで、幕府のお触れや村役人同士の情報の広まり方や情報の伝達経路を確認することができる。

現存する馬橋村「御用留」は、大谷家所蔵文書として、合計三十六冊あり、表化したのが次の表1である。⁽⁵⁴⁾ ちなみに表題は、主に「御用留」と「御用日記」などがある。⁽⁵⁶⁾

この表1を確認すると、途中現存しない年代があるが、比較的寛政期と天保期は残存している。そのため、天保期を中心として、村政の情報伝達状況を継続的にみていくことができる。次の表1にある29・30・31の「御用留」にみられる下肥値下げ運動に関連する史料を中心に、検討していく。

第二節 天保十三年「御用留」の分析

天保期の下肥値下げ運動が起ったのは、史料1の願書を提出した天保十四年二月朔日である。そもそも下肥値下げ運動が起った背景には、下肥の高騰がある。つまり、下肥が高値だったため、訴えが出て問題化した。史料2は、天保期の馬橋村「御用留」において、下肥の値下げに關してみられる初見のものである。⁵⁷天保十三（一八四二）年八月五日付で、下肥に關して、村の代表者たちが寄合を行うために、廻されたものである。

「史料2」

追而檢見取之村方者当寅ノ内見帳精々手繰いたし可

成丈ヶ前広可差出、早稻・晩稻檢見旬合、凡幾日頃与

申義も可申出候、右二付廻村順等尋筋も可有之候間、

心得候もの可罷出候

急以廻状得御意候、然者御取締筋之義二付、御示談申度義御座候間明後七日正四ツ半時晴雨共拙者宅江御自身無間違御出席可被成候、^②尤紙之通り其筋方御達しも有之候間、下肥直下ヶ之義二付、能々御取調之上御出席可被成候、此状村下御請印形被成刻付ヲ以御順達、留り御村日中是又無相違拙者宅迄御返却被成候、以上

寅八月五日

堀江卯右衛門

掛紙文言

^④一年季相定前金差出汲取候もの并江戸町大家名前調之分、尤証文等取極可有之間、右写も可差越事

^⑤ 一下肥汲取候百姓共之内方又々々江売渡候もの御座哉、名前

取調之事

^⑥ 一右取調江戸町大家共へ打合候而者不宜候間、村々汲取のもの

取調候も年季之分相分り可申及候

^⑦ 一下肥一条之文政之度古川山城守殿御勘定奉行御勤役中願出候

義も有之哉二存候、其始末相分り御取調御申立有之候様存

右御調之廉二御座候

これによれば傍線部①から、下肥の件について相談したいことがあるため、明後日七日に晴でも雨でも堀江右衛門の自宅へ出席することが書かれている。天気に関して触れられていることから、天候不順の場合、寄合が中止になることがあったと推測した。あるいは、重要度が高い出来事だったため、確実に出席する旨を強調するためだったのではないだろうか。下肥の値下げに關して様々なやりとりがあったことが考えられる。中野村の堀江家で下肥の価格に關して、相談するために出された廻状と言えらるだろう。

傍線部②から、掛紙（後述の傍線部④～⑦）で連絡されている通り、下肥の値下げの件について、よく調べてから寄合に出席することが読みとることができる。そして傍線部③から、八月六日までに廻状を廻し、堀江家へ返却しなければならぬことがわかる。相当急いで廻し、確実に情報が伝わるように配慮されていたと言えらるだろう。

次に「掛紙文言」の内容をみていく。掛紙には、堀江家へ行く前に名主が調べる項目についてまとめられている。まず傍線部④は、約束の期限を決めて汲み取りの前金を払ったものと江戸の町における大家の

名前を取り調べ、証文などの取り決めがあるか確認することが書かれている。そして、その写しを堀江家に差し出すことがわかる。次に傍線部⑤から、下肥を汲み取っている百姓の中で、他へ売り渡しているものがある可能性があるため、名前を取り調べることが読みとることができる。また

傍線部⑥から、汲み取りに関して、大家と打ち合わせて決めることは良くないことがわかる。なぜ相談することが良くないのか。大家と百姓による付度の相談を防ぐ目的があったのではないだろうか。村々が汲み取って良い約束の分がよく分かったら、申し上げることが定められている。傍線部⑦では、下肥の件について、文政年間に古川山城守(古川氏清)⁽⁵⁸⁾が勘定奉行を務めている際、下肥の件について願い出たことがあると聞いているので、その始末についてよく調べて申し上げることが言われている。このことから、文政年間にも下肥に関する何かしらの問題があったことがうかがえる。馬橋村「御用留」では、文政年間のもものは残存していないため、馬橋村の状況を分析することは難しい。古川山城守が勘定奉行での就任期間は、文化十三年八月四日から文政三年六月二日までである。⁽⁵⁹⁾ゆえに、文政一から三年の間に起きた問題であることが推測できる。『杉並区史』によると、作成年代が不明だが、文政初年と推定される下書きの願書がある。⁽⁶⁰⁾つまり、文政における下肥の値下げ問題とは、文政一年に起きたと言える。

『杉並区史』では、「訴願一件となったわけであるが、その結果、いかなる措置がとられたか詳らかではない。」⁽⁶¹⁾と言われている。史料3から結果は分からないが、示談となったのは確かであろう。

この史料から、天保十四年の二月に勘定奉行へ訴える前に、下肥が

高くなり、百姓たちの問題として浮上していたことが判明する。天保十三年馬橋村「御用留」において、他に下肥の値下げに関する記載内容はみられない。ゆえに結末は不明であるが、こうした下肥の値段に関する問題が浮上していたことに違いない。

第三節 天保十四年「御用留」の分析

第一項 下肥元直段并売捌方共直下ヶ願の廻状

次に、天保十四年の下肥値下げ運動の流れについて確認しておこう。史料3は、天保十四年正月に、下肥の値段引き下げを訴えるため、寛政期の下肥値下げ運動について触れ、各村々へ呼びかけようとした廻状である。⁽⁶²⁾なお、これから分析する史料3から史料5までは、天保十四年の馬橋村「御用留」で、続けて記載があるものである。

「史料3」

乍失礼廻文ヲ以得意候、各様方益御清栄被成御勤奉賀候、然者⁽¹⁾
 近來下肥直段高直ニ而何茂百姓共難儀ニ付、江戸市中元直段并
 売捌方共直下仕度、右ニ付而寛政年中江戸近辺三拾七ヶ領申合
 領々惣代ヲ以、御勘定御奉行所久保田佐渡守様江下肥元直段引
 下ヶ方奉願上候所、御吟味之上町御奉行池田筑後守様江御引渡、
 夫々御取調之上元直段引下方対談被仰付、右証拠書物等御座候
 間我等共領々之儀者、今般下肥直下之儀奉願上候間、其御領々
 之儀被 仰合早々御願被下度、且寛政度奉願候節者頼領々申合
 一領限り規定いたし置候儀ニ付、今般元直段引下方御願申上候

ハ、尚又寛政度之規定ニ立戻り已来高直ニ不相成様仕度奉存候間、呉々も被仰合其筋へ御願被下候様仕度、尤我等共御願仕候手続其外御相談申上度儀も御座候間、御出府之上馬喰丁四丁目いせや十兵衛方江乍憚御左右被下度奉待上候、此廻文早々御願立可被下候

卯正月

武州東葛西領^⑥

五拾壹ヶ村惣代

興之宮村

名主 三郎右衛門

(以下、六名後略)

これによれば傍線部①から、最近下肥が高いため、百姓たちが困っていることを読みとることができ、それを踏まえ傍線部②から、寛政時は江戸周辺の三七カ領から、勘定奉行の久保田佐渡守(久保田正邦)^{⑥3}へ下肥の値段引き下げを訴えたところ、町奉行の池田筑後守(池田長恵)^{⑥4}に移されたことがわかる。下肥の値段の件は、勘定奉行ではなく町奉行の担当であったことが推測される。ここで出てくる「夫々御取調」とは、町奉行側と勘定奉行を指している。以上のことから、寛政期においては現状を把握し、問題解決に向け動き出したことが考えられる。

さらに傍線部③から、寛政期では下肥の値段について一領ごとに規定したことが記されている。そして傍線部④から、寛政期の規定に戻り、下肥が高値にならないようにしたいことがわかる。寛政期のことを取り上げた理由は、先例に倣う習慣があったからではないだろうか。

傍線部⑤で書かれているどのような手続きや相談があったのだろうか。

その答えは傍線部⑥に記されている。ここでは連名している村(現江戸川区)から、下肥値下げ運動が展開していったことが考えられる。

史料3には、宛書きが記されていない。多くの地域に渡ることを想定して作成した廻状だからだと考えられよう。内容から下肥値下げ運動を普及させる目的で、史料3の廻状を作成したことが推測される。史料3は、史料1の二月朔日より時期が早い、正月となっている。勘定奉行へ訴える前に、参加村を増やそうと呼びかけている段階の文書だと考えられる。こうした点から、ただ偶発的に起こった運動ではなく、計画性を持った運動だったことが想像される。

第二項 同右につき四ヶ領触次通達の廻状

次の史料4は、史料3の内容について、川崎領などの四ヶ領へ伝わり、それを踏まえ、他の村へと広めるために廻状としたものである。^{⑥5}

「史料4」

別紙之通りニ御改革之儀ニも有之下肥直下之義、領々御願被下候様致度、右二付此間川崎・六郷・馬込・品川右四ヶ領触次共出会致候間、此段私方御通達申上候御願立之義、思召次第宜敷呉々も可然様御取計可被下候

二月廿六日

馬込村^④

河原源右衛門

右記の史料4から、次のようなことがわかる。

傍線部①の別紙とは、史料3のことを指している。別紙(史料3)の補

足として、傍線部②では川崎・六郷・馬込・品川の四ヶ領の触次が出席

して下肥直下之義について話し合い、その話し合いについて馬込村触次役の河原源右衛門から通達したことがわかる。触次役とは、『大田区史』によると、「主な任務としては、幕府役人からの廻状を触下村々へ触れたり、公儀役として課せられた人足や諸品を村々を割り付けることであった。」とされている。⁽⁶⁶⁾「触次役は領を基本的枠組として、それから分立した組のまとめ役」⁽⁶⁷⁾だった。まとめ役ということは、触次役は、村の代表者の一人でもあったと推測される。そして傍線部③と④から、馬込村(現大田区)の触次役の河原源右衛門より通達のお願いがされていることがわかる。ここで出てくる馬込村は、『大田区史』によると、馬込領内で最も家数が多く規模が大きい村とされる。⁽⁶⁸⁾そのため、馬込村は馬込領の中心となっていることが考えられる。傍線部②にある四ヶ領の触次役を代表して、河原源右衛門が宛てた廻状である。

以上のことから、下肥値下げ運動のことに関して、馬込村周辺において通達が進んでいることが明らかになる。そして、二月二十六日時点では、馬橋村には、届いていなかった。また、武州東葛西領の村から馬込村へ届くまで二ヶ月ほどかかっていることが、史料③と史料④の日付から推定した。史料①の願書が出されたことにより、運動が活発化され、通達の範囲が拡大したことが考えられる。

第三項 二月二十六日廻状につき組合村々近領江通達願の廻状

次に馬橋村のある野方領へ情報が伝達されたことを確認しておこう。

次の史料⑤は、史料④を受け、世田谷淡島で参会を開くために、野方領村などへ通達を目的とした廻状である。⁽⁶⁹⁾

「史料⑤」

前書之通り二付此段御達申上候、各々様方6日限御定又世田谷淡島最寄江参会所御取極メ御触出可被下候、御同役御相談次第

二而組合村々江も申達候、且御近領江者可然御通達可被下候、

何分宜敷御承知可被下、此状御廻シ参会之節御返シ可被下候

卯二月卅日

深沢村

触次 有源次

猪方村

下北沢村

上仙川村 右御触次衆中

野方領村

史料⑤の内容は、以下のように整理される。

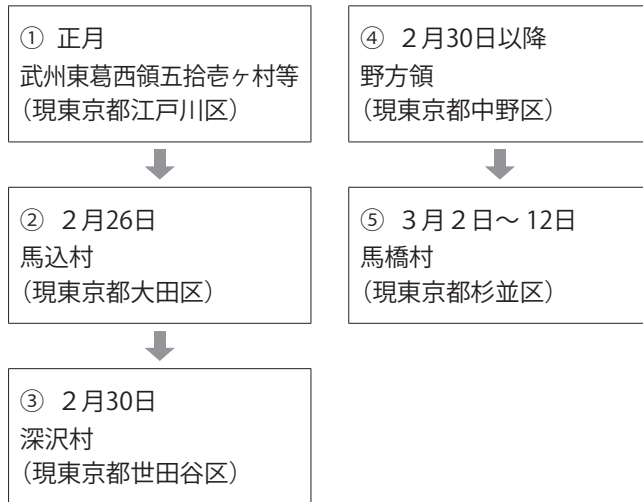
傍線部①の「前書之通り」とは、史料④のことを指している。傍線部②は、世田谷淡島で下肥についての参会を行うことが書かれている。そして参会を行うため、近くの領へ通達することが、傍線部③からわかる。また傍線部④から、廻状を参会の時、返すことが読みとることができる。

史料⑤は傍線部⑤から、深沢村の触次有源次から世田谷領内の三ヶ村と野方領の村へ宛てたものである。深沢村が中野方領等に廻状を廻す継地点であったことが推測できるのではないだろうか。二月三十日以降に、野方領にある馬橋村へ到達したことがわかる。世田谷淡島で参会が開かれることから、物事を決める中心の場所だと考えられる。

傍線部⑥内に用いられている野方領の中に、馬橋村が含まれていると考えられる。したがって野方領に宛てたということは、馬橋村へも廻状

が廻ったことになる。史料3の段階で、馬橋村へ下肥値下げ運動について連絡が届いたことが推測される。次の図3で、史料3から5における廻状の伝達経路を確認しておこう。

この図3から、廻状を廻すことにより、下肥値下げ運動について把握した範囲が拡大していることがわかる。図3中の⑤の日付に関しては、天保十四年「御用日記」(馬橋村)での掲載順が、三月二日と十二日の間にあるため、三月に届いたと推測した。以上のことから、下肥値下げ運動の情報が、東葛西領から馬橋村まで到達したと言える。下肥値下げ運動の情報伝達に、東葛西領から馬橋村まで、かなりの時間が生じていたことが判明する。



(注) 杉並区立郷土博物館編『杉並区立郷土博物館研究紀要第21号』(杉並区立郷土博物館、2014年)をもとに、筆者作成

図3 天保十四年「御用留」(馬橋村)からみる廻状の伝達経路(番号順に伝達)

第四項 下肥直段取極議定につき出席方廻状

ここまでの分析から、東葛西領から馬橋村までの下肥値下げ運動に関する情報の広がりについて知ることができた。そこで本項では情報伝達後、下肥値下げ運動の展開について、さらに考察を加えたい。史料6は、天保十四年「御用留」(馬橋村)にみられ、下肥の値段に関する話し合いの場を設け、出席を依頼したことが書かれている。^⑩史料5の後、下肥値下げ運動がどのように展開したかみていく。

〔史料6〕

以廻状得御意候、然者今般下肥直段取極議定之儀、葛西領申参り候二付、右二付御相談申上度候間、来ル廿七日朝正五ツ半時中の村慈眼寺迄三判御持参二而御出席可被下候、尤日短之節二御座候間、可成丈延引無之様御出席奉願上候、此状御承知之旨御村下へ御請印被成刻付ヲ以御順達、留り御村方中の村江御返却可被下候、以上

卯十一月廿五日

下鷲宮村^④

名主

定兵衛

中野村^⑤

役人

傍線部①から、「下肥直段取極議定」は葛西領(東葛西領)より、提案されたことがわかる。ここでみられる「下肥直段取極議定」とは、日付

から天保十四年十月に出された議定だと考えられる。⁽⁷¹⁾その後十一月になり、東葛西領などで「江戸市中下肥価格引下げに付領々議定書」になったと言えるだろう。⁽⁷²⁾このことから、下肥値下げ運動が着実に進展していることが推測される。寛政期と同じく、東葛西領が中心となっている。訴えの中心が変化しない点は、地域性によるものではないだろうか。

傍線部②から、十一月二十七日の朝五ツ半時に中野村にある慈眼寺で、下肥の件について寄合があったことがわかる。なぜ中野村にある慈眼寺なのだろうか。中野村の慈眼寺とは『新編武蔵風土稿』によると、「其詳ナルフヲ傳ヘス」と記されている。⁽⁷³⁾したがって、どのような寺か不明なこと多いが、この史料から寄合場所であったことが推測される。一方「三判」とは、史料の内容から、村方三役の判子のことだと考えられる。そして傍線部③から、請印を押して他の村へ廻し、最後に廻ってきた村が史料4の廻状を中野村へ返却することが読みとることができる。連絡が行き届き、了承したか確認するために、中野村へ返却すると考えられる。

傍線部④・⑤で発給者を確認すると、下鷲宮村名主の定兵衛、中野村では役人であることがわかる。なぜ別々の村の名主と役人の連名なのか。この2つの村が、連携していたことが推測されよう。そのように仮定すると、村同士の連携に、役人が一役買っていたとも捉えられる。この中野村の役人とは、いったい何を指しているのか。廻状を廻す役目があった触次役だと考えるのが妥当だろう。要するに、触次役であった堀江卯右衛門だったと言えるだろう。だが、史料3で、「堀江卯右衛門」と名前を記載してあることから、別人という可能性もある。

以上のことから馬橋村付近において寄合の中心は、中野村であったことが考えられる。馬橋村が応じたか、史料6からは不明である。だが、

まとめ役ということは、他の村への影響力がある村だと言える。すなわち、村と村の間でも力関係の差があったのではないだろうか。

第三章 天保十五年における下肥値下げ運動の進展

第一節 下肥一件に付領々惣代書状

前章では、天保十四年の馬橋村「御用留」の分析を行い、馬橋村周辺における寄合の中心は、中野村であったことを明らかにした。そして、運動の広がりを見ていった。本章では、馬橋村以外の村にある廻状にも注目して、村々の情報伝達を見通していく。そして天保十五年になり、下肥値下げ運動がどのようなようになったのか確認していきたい。まず、馬橋村「御用留」をみる前に、下田富宅氏所蔵文書に所収されている史料を概説していく。青戸村と曲金村から、下北沢村や下鷲之宮村などへ下掃除の件について寄合を開くために出された廻状をみていく。⁽⁷⁴⁾

「史料7」

尚々、下肥売捌世話いたし候もの共々、去丑正月去卯十二月迄三ヶ年分売捌直段取調、世話人印形為致差出候様中山誠一郎様を被仰渡候間、其御領々限問屋世話いたし候もの御取調、来月六日御出府之節御持参可被成候、以上

以廻章得御意候、弥各々様方被成御揃御安泰被成御勤役奉賀候、然は下肥直段引下ヶ方之義二付、去卯十二月中御領々御一統規定為取替候処、私共領内并近在三ヶ領二而下掃除場所糶取人有之、直段引下之義も区々二而行届兼候二付、当正月上旬私

共出府仕種々手段仕候得共取締方難行届、漸先達而石河土佐守^③
様御奉行所江奉歎願候処、関東御取締御出役中山誠一郎様江御
奉行所様方在方下掃除一件御取締之義被仰付、右二付下肥壳捌^④
直段引下ケ方之義御相談申上度御座候間、来月六日乍御苦勞御
直々馬喰町四丁目伊勢屋十兵衛方江御出張御相談被成下度奉願
上候、此廻章早々順達留方御出府之節御返却可被下候、以上

願領々惣代

青戸村 名主

辰 四月十七日

又 三 郎

曲金村 同

源 兵 衛

下北沢村 御名主

半 三 郎 様

上仙川村 御名主

清 右 衛 門 様

田無村 同

半 兵 衛 様

^⑦下鷺之宮村 同

定 兵 衛 様

中野村 同

惣 兵 衛 様

右之通り願領々惣代式人方先前咄合も有之、猶又右之趣之廻文^⑤
二付、一同出府相談之上、御府内近在方西は田無村限り、北は清

戸辺迄規定仲ケ間、尤村方ハ小前を右下肥之義外々分糶取申間
敷旨請印取之、当組合之義も同様規定則別紙二請書其外共有之
候義二而、取極方対談いたし候、尤最初願立入用等は前書惣代^⑥
式人方二而持切、野方領江は一切掛ケ不申候間、為念印置申候

右の史料は天保十四年十二月から四月までの下肥値下げ運動の展開
について記述されたものである。

傍線部①から、天保十四十二月に統一した規定を取り替えたところ、
二・三ヶ領内で下掃除場所の糶取を行う人がいて、値段の引下げがまち
まちになり、うまくいかない状況にあると述べている。そして傍線部②
から、天保十五年の一月上旬より名主たちは出府して様々な手段をして
きたが、取り締まりが行き届かせるのが難しかったことが読みとること
ができる。

傍線部③で、しばらくして先日、石河土佐守(石川政平)⁽⁷⁵⁾へ嘆願した
ところ、関東取締出役の中山誠一郎より、下掃除の一件を命じられた⁽⁷⁶⁾。
その傍線部④では、下肥の値段引下げについて、村の代表たちで寄合を
したいことがわかる。そのために、五月六日に馬喰町四丁目伊勢屋十兵
衛の所へ出張するようにお願いをしている。この史料から、規定を交わ
したにも関わらず、引き下げがうまくいっていないことがわかる。規
定を設けたが、統制が取れていないことが考えられる。天保期では下掃
除人へ規定を守らせるために、関東取締出役が下肥の件を担当すること
になったのではないだろうか。下肥の件は、勘定奉行から、関東の治安
維持などを担っている関東取締出役へ移行したことがわかる。⁽⁷⁷⁾傍線部⑤

に、西は田無村、東は清戸村まで規定に参加していたことが示されている。天保期の下肥値下げ運動においても、広範囲の村々が参加していたことが考えられる。

傍線部⑥から、最初にかかった「願立入用」に関しては、青戸村と曲金村が負担し、野方領へは一切負担をかけないことがわかる。このことから小林氏は、「江戸の西郊地域の村々を懸命に取り込もうとする江戸東郊地域の村々の姿がみてとれる。」と指摘している。⁽⁷⁸⁾傍線部⑤で、西は田無村まで規定に参加していると記してあるにも関わらず、なぜ懸命に取り込もうとするのか。すでに参加しているため、取り込むという点に異論がある。筆者は、規定に参加する村々を途中で離脱しないようにするためだと考える。実際は、規模を誇張するために参加していると書いた可能性もある。地域社会における村々の駆け引きの一側面を示している事例である。

そして傍線部⑧で、下肥を売り捌く人は、天保十二年から十四年の三年分における下肥の値段を調べ、報告することが求められている。また、問屋についても調査しなければならない実状だった。調べたことをまとめ、五月六日に提出することが定められている。このことから、関東取締出役は、下肥に関する現状把握に務めていたと言える。一方小林風氏は、「下肥取引に関して関東取締出役がその取締りの任に着くのにあたり、在地内の下肥商いに関わる人々の現状把握と売捌値段の設定を目的とした会合を開こうとした」と解釈している。⁽⁷⁹⁾

この廻状の後に、下鷺之宮村の名主である定兵衛(傍線部⑦)から、馬橋村へ宛てられた廻状が次の史料7であると日付や内容から考えられる。

この内容を踏まえた上で、次の史料をみていく。

第二節 下肥直段書出并諸雑用割合につき出席方廻状

史料8は、馬橋村の天保十五年「御用留」で確認できたものである。⁽⁸⁰⁾史料7の廻状を受けて、下鷺宮村が馬橋村へ宛てたものであると、内容から推定した。下鷺宮村と中野村が、下肥に関する値段の現状を把握し、中野村慈眼寺にて話し合いを行うため、出席を求めたものである。天保期の下肥値下げ運動がいったいどのようなようになったのだろうか。この点に関し、次の史料で確認していく。

「史料8」

以廻状ヲ得御意候、然者下肥一條札元売捌候^①方卯迄三ヶ年分直段書出可申旨関東御取締御出役中山誠一郎様方御仰越候二付、各々方壱ヶ村限り札元下肥売捌直段丑方卯迄三ヶ年分御取調書上当人印形いたし来ル五日朝正五ツ半時中野村慈眼寺江御自身御持寄可被下候、且又先達而申方囚人番人^④尤其外諸雑用并道御案内人手当等割合可仕候間、其御心得二而御出席可被下候、此状御承知之旨、御村下御受印被成即刻御順達留り方中野村江御返却可被下候、以上^⑤

辰四月十九日 下鷺宮村^⑥

定兵衛

中の村

役人

右の史料8から、次のようなことが確認できる。

傍線部①に記されている「下肥一條札元」とは、いったい何だろうか。史料8の内容から考えるに、下掃除をする許可証又は権利書のようなものである。そして傍線部②から、関東取締出役の中山誠一郎から丑から卯年まで、下肥の取り引きした値段を書き出すように命じられていることがわかる。近年の状況を把握するということは、三ヶ年分の情報を踏まえ、解決に向けて動こうとしていることの現れなのではないだろうか。その三年分を傍線部③では、「御自身御持寄可被下候」とある。つまり、「御自身」が、「丑卯迄三ヶ年分直段」を書き出したものを中野村の慈眼寺に持つていくのである。だが、中野村にある慈眼寺へ誰が持参するのか不明である。「御自身」は、読み手を指した意味だと推定する。そのように考えると、廻状の読み手である名主を指した言葉だと考えられる。傍線部④から、囚人や番人など諸雑用や道案内人の手当の割合を決定したいことがわかる。下肥の値段と合せて、話し合う必要性があったことが判明する。そして傍線部⑤・⑥は、史料6と同じ村から宛てられていることがわかる。下鷺宮村と中野村は、馬橋村周辺における廻状を廻す中心となった可能性がある。

以上のことから、決めごとを行う際には各村々の代表者が集まっていたことが判明する。つまり下肥の値段は、村政を展開する村役人にとって重要な関心事であった。また、近隣の村同士で協力しなければ、対処できない出来事であった可能性が高い。江戸時代において、村同士の連携が重要であったことを示す出来事の一つとして捉えられるのではないだろうか。その連携を可能にしていたのが、廻状だと考える。

第三節 下肥直段取極議定帳并御請証文写返却方廻状

次の史料9は、史料8と同じく、馬橋村の天保十五年「御用留」から確認できるものである。⁽⁸¹⁾ 下肥の値段に関する取り決めが、どのように情報が伝達されたのか、その一部を示すものである。

「史料9」

以廻状得御意候、然者下肥直段取極議定之儀二付御請証文并取極議定帳差出猶組合村限り小前一人別二右之訳柄申渡取極議定帳相認メ小前印形取之組合寄場江差置可申旨関東御取締御出役中山誠一郎様⁽⁸¹⁾被仰渡候間則御請証文并取極議定帳之写相廻し候間、一村限り議定帳御認メ小前印形取之来ル十五日迄⁽⁸²⁾中野村江御差出可被成候、此状御承知之旨御村下御請印被成即刻御順達留り御村方⁽⁸³⁾中野村江御請証文并取極議定写共御返却可被成候、以上

辰五月二十九日

下鷺宮村

大惣代

定兵衛

中野村

役人

史料9から、次のようなことがわかる。傍線部①に「下肥直段取極議定之儀二付」と書かれていることから、史料8で出席を要請した寄合の

時に、決定したことを伝達するための廻状に違いない。さて傍線部②の「御請証文」とは、下掃除代に関する訴訟についての結果を記したものと推定することができる。「取極議定帳」とは何なのか。現状では、馬橋村の「御用留」内では、取極議定帳の詳細を記した記述が見られない。⁽⁸²⁾

取極議定帳の内容を記したものが、馬橋村「御用留」内で見られないのかという疑問点が生じる。下肥は、農業を営む上で欠かせないものである。それゆえ、「取極議定帳」は重要度が高い内容であると考ええる。それほど、関心が高い出来事であるに違いない。それを名主が「御用留」へ記載しないのは、不自然であろう。野方領もしくは馬橋村が押印した文書が存在した可能性が指摘される。

傍線部③は、関東取締出役の中山誠一郎から、取極議定帳へ印をして組合寄場へ差し置くことが読みとることができる。組合寄場とは、いったいどこを指しているのか。傍線部③に、中野村へ差し出すと書かれていることから、中野村が組合寄場である可能性がある。また史料8であった慈眼寺が中野村にあることから、第三節第四項と同様に、物事を取り決める中心的な役割を中野村が担っていたと考えられる。「小前」とは、『日本国語大辞典』によれば、「小商人」や「小前百姓の略」と記されている。⁽⁸⁴⁾つまり「小前」とは、小前百姓を示している。ここでは、取極議定帳を認めたのは、百姓であると考えるのが妥当であろう。傍線部④から、一村ごとに議定帳を認めて印鑑を押し、六月十五日までに中野村へ提出することがわかる。また傍線部⑤には、請印をして他の村へ史料9の廻状と請証文と議定帳の写しを、中野村へ返却することが述べられている。この二点から、中野村が下肥の件に関して、連絡の役割の中心を担っていたと考えられる。

以上のことから、下肥値下げ運動は馬橋村へ情報が行き渡り、話し合いに参加していたと言える。馬橋村周辺では、中野村を中心として下肥値下げ運動が展開していたことが明らかとなった。

おわりに

本論では、天保期の下肥値下げ運動における村間における情報の伝達経路や下肥値下げ運動の発生から終結を、馬橋村「御用留」を中心として見通してきた。馬橋村「御用留」を用いることにより、江戸の西郊における状況について、考察を加えてきた。以下、その内容を整理しておきたい。

まず本論で述べてきたその後の結末は、どのようになったのか。馬橋村「御用留」内では、下肥値下げ運動の結果を示す議定が私見の範囲では確認されなかった。紛失したかあるいは、賛同していなかったのではないだろうか。小林風氏は天保期の下肥値下げ運動に関して、「寛政期のような大規模な団結に発展しなかったが、諸物価引下げ令という幕府政策の影響から、下掃除代引下げは勝ち取ることができた」と指摘している。そもそも下肥値下げ運動が発生した背景には、肥料を中心とした農書が登場したことにより、肥料に関する関心や需要が高まり、下肥の高騰に影響したことが考えられる。

「御用留」の性質上、廻状からは、各村々の名主たちはどのように下肥値下げ運動を受け止めていたかは不明である。しかし、名主が廻状をしつかり書き留めていたことは確かである。書き留めるといいうことは、

重要な出来事であったと推測される。ゆえに、百姓たちにとつて、下肥の値下げの問題は、関心の高い出来事であったと言えるだろう。馬橋村「御用留」を中心に、村間における情報の伝達経路をみることににより、江戸の西郊における下肥値下げ運動の展開の一部を明らかにすることができた。また馬橋村周辺は、中野村が寄合の中心を担っており、地域社会の一面をみることができた。馬橋村の「御用留」から、江戸の東郊にある東葛西領から西郊の馬橋村まで、下肥値下げ運動が波及したことがわかり、江戸市中を巻き込んだ運動だったと言える。

次に下肥値下げ運動と関東取締出役の関係性をみていこう。関東取締出役は、関東の治安維持のために、下肥値段取り決めに関与していたことが再確認できた。⁽⁸⁵⁾天保期の下肥値下げ運動は、関東の治安を脅かす出来事として、江戸幕府に捉えられたからこそ、下掃除の件を担当したと考えられる。小林氏は、「下肥流通の統制を組合村役人や村役人だけでなく、関東取締出役を含めることにより、強化しようとした。その結果、江戸周辺地域の多くの地域で取り替わされた」と指摘している⁽⁸⁶⁾。関東取締出役が、下肥の値段統制も担うことで、値下げ運動の沈静化を図ったと言えるだろう。

そして『杉並区史』では、次のような指摘がなされている。「この訴願も天保期の一環としてみられた物価引下げの動きを体して行われたものであったから、農民は一時的であったが引下げを勝ちとった。しかし、下肥のみならず糠・灰といった肥料も、全体的傾向としては、すでにその高騰は慢性化したものであり、農民は幕末に到るまでこれに悩まされた。そのため、こうした肥料の値下げ運動は、以後もしばしば行われたという

ことが実情で」⁽⁸⁷⁾あった。金肥の需要が増した寛政期以後から、下肥が高くなる現象が繰り返し起きた。下掃除や下肥の売買に関する決まりを設けても高値になったことから、一時な解決策だったと言える。

天保期に始まる下肥値下げ運動は地域によっては、弘化期に至り、事態は終結した⁽⁸⁸⁾。だが、安政期や慶応期に再び、下肥値下げ運動が発生している⁽⁸⁹⁾。馬橋村「御用留」などを通して、江戸の西郊における実状を明らかにすることができた。一連の出来事は、天保期において西郊部での下肥の需要の高さを示すものということを、馬橋村「御用留」から明らかにした。

本稿では、天保期における江戸の東郊と西郊における違いや「御用留」を用いた寛政期との比較、江戸幕府の政策との関連性、下肥の流通経路の比較など具体的な事例を取り上げて分析することができなかった。この点を次稿以降の課題として提示したうえで、筆を措く。

注

- (1) 寛政期・慶応期の研究に関しては、小林風「寛政期の下肥値下げ運動と下肥流通」『日本近世社会の形成と変容の諸相』ゆまに書房 二〇〇七や小林風「慶応期の下肥値下げ令と下肥流通」『専修史学』第四三号 専修大学歴史学会 二〇〇七などがある。ここで言う下肥値下げ運動とは、個人または集団において、下肥の値下げに対してのはたらきかけを指す。
- (2) 野村兼太郎「江戸の下肥取引」『近世社会経済史研究』青木書店 一九四八
- (3) 伊藤好一「江戸と周辺農村」西山松之助編『江戸町人の研究』第三巻 吉川弘文館 一九七四

- (4) 渡辺善次郎『都市と農村の間』論創社 一九八三
- (5) 熊澤徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」『史学雑誌』九四編第四号 山川出版社 一九八五
- (6) 小林風「近世後期江戸周辺における下肥流通の変容―天保・弘化期の下掃除代引下げ願と議定を中心に―」『専修史学』第三八号 専修大学歴史学会 二〇〇五
- (7) 前掲注3 伊藤 四一九頁を参照のこと。
- (8) 前掲注4 渡辺 三三九頁を参照のこと。
- (9) 前掲注5 熊澤 八三頁を参照のこと。
- (10) その他、下肥関連の論文として、次のようなものなどがある。
- ・角和裕子「彦根藩世田谷領における江戸藩邸下掃除」『年報 都市史研究 二一 沼地と都市』山川出版社 二〇一四
 - ・澤登寛聡「江戸近郊地域の下肥流通と荒川筋下掃除船持仲間」『文化財研究紀要』第一集 東京都北区教育委員会社会教育課 一九八七
 - ・岩淵令治「江戸の下肥の河岸について」『地方史研究』第二六二号 地方史研究協議会 一九九六
 - ・小泉弘「考古学からみた江戸の便所と屎尿処理」歴史科学協議会『歴史評論』六月号 五九〇号 校倉書房 一九九九
- (11) 前掲注9 小林 九十九頁
- (12) 本論の関心である天保期の研究に関して整理しておく、次のようなものなどがある。
- ・森安彦「『御用留』の性格と内容(一)―武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討―」『史料館研究紀要』一九号、一九八八
 - ・角和裕子「世田谷の村々と下掃除」『みる・よむ・あるく東京の歴史6 地帯編3 品川区・大田区・目黒区・世田谷区』吉川弘文館 二〇一九
- (13) 馬橋村は、現在の杉並区高円寺南三丁目・阿佐谷南三丁目・高円寺北三丁目〜四丁目に位置していた。江戸初期より幕府直轄領で代官支配下にあった。(『日本歴史地名体系 東京都の地名』第十三巻 平凡社 二〇〇二 八三〇頁と久保貴子「江戸時代の馬橋村と下井草村」『御用留』の収録によせて)杉並区立郷土博物館『杉並区郷土博物館研究紀要 第十三号』杉並区立郷土博物館、二〇〇五 一頁を参照のこと。
- (14) 大谷家所蔵文書は、代々名主を務めていたとされる大谷家の文書である。東京都杉並区の区指定文化財に指定されており、現在、杉並区立郷土博物館に、寄託されている。久保貴子「江戸時代の馬橋村と下井草村」『御用留』の収録によせて)杉並区立郷土博物館『杉並区郷土博物館研究紀要 第十三号』杉並区立郷土博物館、二〇〇五 一頁を参照のこと。
- (15) 御用留『国史大辞典』第六巻 吉川弘文館 一九八六 五〇頁(大野瑞男執筆)以下、『国史』と略す。なお、「御用留」は「御用日記」などと表記されていることがあるが、本論では「御用留」として、表記を統一する。
- (16) 久保貴子「御用留」にみる天保期の馬橋村と下井草村」杉並区立郷土博物館『杉並区郷土博物館研究紀要 第十四号』杉並区立郷土博物館、二〇〇六
- (17) 「下肥」『日本国語大辞典』第二版 第六巻 小学館 二〇〇一 一〇五四頁を参照のこと。以下、『日国』と略す。
- (18) 「下肥」『国史』第七巻一五二頁(三橋時雄氏執筆)
- (19) 「金肥」『日国』第四巻 七〇七頁
- (20) 「金肥」『国史』第四巻 六八九頁(三橋時雄氏執筆)
- (21) 根崎光男「江戸の下肥流通と屎尿観」『人間環境論集』第九巻 第一号 法政大学人間環境学会、二〇〇八
- (22) 下掃除『日国』六巻 一〇五六頁

- (23) 前掲注5 熊澤 五八〜五九頁を参照のこと。
- (24) 一八世紀以前の江戸時代における下肥に関しては、天和元(一六八一)年頃成立したとされる農書『百姓伝記』で、下肥の効果や施肥方法等の記述がある。詳細は、前掲注4の渡辺善次郎氏に譲る。
- (25) 下肥を入手するために、金銭のやりとりが発生した時期に関しては、渡辺善次郎氏(前掲注4)・根崎光男氏(前掲注16)などの研究がある。
- (26) 前掲注5 熊澤 五九頁
- (27) 前掲注5 熊澤 五九頁を参照のこと。
- (28) 前掲注6 小林 九八頁
- (29) 前掲注4 渡辺 二八五頁
- (30) 『農稼肥培論』の成立については、文政九(一八二六)年、天保九(一八三三)年以降等諸説がある。『培養秘録』の成立は、天保十一年(一八四〇)とされている。前掲注 渡辺 二八六
- (31) 前掲注4 渡辺 二八六頁
- (32) 前掲注4 渡辺 二八六頁
- (33) 前掲注4 渡辺 二八六頁
- (34) 「糶取」とは、「せどり」と読む。意味は、「同業者の間に立ち、売買の仲介をして口銭を得ること。」である。「糶取」『日国』第七卷 四二頁を参照のこと。
- (35) 『埼玉真史』資料編二六 近世七 産業 埼玉県 一九九〇 二二九〜四三頁
- (36) 前掲注6 小林
- (37) 前掲注6 小林 四六頁
- (38) 文政期における下肥の問題は、『新修 杉並区史』中巻 杉並区教育委員会などで取り上げられている。以下『杉並区史』と略す。
- (39) 前掲注6 小林 四六頁
- (40) 天保期の諸物価引下げ令に関連するものとしては、「諸色値段引下方適正措置申渡」(二二七〜二二八頁)「諸色値段引下方取計」(二三五〜一四〇)「諸色値下改革主旨在方申渡」(四〇八〜四〇九頁)などが挙げられる。『東京市史稿』産業篇第五十五 東京都 二〇一四
- (41) 前掲注6 小林 四六頁
- (42) 前掲注6 小林 四六〜四七頁
- (43) 大石学『首都江戸の誕生―大江戸はいかにして造られたのか』角川選書、二〇〇二 二二三頁
- (44) 杉並区教育委員会『杉並資料集録 杉並近世絵図』杉並区教育委員会 一九九三 七頁
- (45) 武蔵国多摩郡馬橋村史編纂委員会編『武蔵国多摩郡 馬橋村史』武蔵国多摩郡馬橋村史編纂委員会、一九六九 三七〇頁 以下、『馬橋村史』と略す。
- (46) 前掲注44 『馬橋村史』 四八二頁
- (47) 大田区史編さん委員会『大田区史』中巻 東京都大田区 一九九二 一〇頁 以下『大田区史』と略す。
- (48) 前掲注5 熊澤 七三頁
- (49) 岩田浩太郎「関東郡代と「領」―江戸周辺の地域編成の特質―」『関東近世史研究』第十六号 一九八四 二四頁
- (50) 前掲注44 『馬橋村史』一〇頁
- (51) 久保貴子「江戸時代の馬橋村と下井草村―「御用留」の収録によせて―」杉並区立郷土博物館『杉並区郷土博物館研究紀要 第十三号』杉並区立郷土博物館、二〇〇五 一頁
- (52) 御用留『国史』第六卷 五〇頁(大野瑞男執筆)
- (53) 森安彦「御用留」の性格と内容(二)―武州荏原郡上野毛村「御用留」

- の検討―』『史料館研究紀要』一九号、一九八八 四頁
- (54) 前掲注44 『馬橋村史』巻頭図版目次 二六〇六一番
- (55) 前掲注44 『馬橋村史』巻頭図版目次 二六〇六一番 文書番号に関して
は、杉並立郷土博物館から提供いただいた。
- (56) 前掲注44 『馬橋村史』巻頭図版目次 二六〇六一番
- (57) 天保十三年「御用留」(馬橋村)大谷家所蔵文書 杉並区立郷土博物館『杉
並区立郷土博物館研究紀要』第十九号 杉並区立郷土博物館、二〇一二
四一〜四二頁(文書番号C―三七)
- (58) 「古川氏清」児玉幸多ほか監修『日本史総覧』IV 近世一 新人物往来社
一九八四六七頁 以下、『日本史総覧』と略す。
- (59) 『日本史総覧』六七頁
- (60) 前掲注37 『杉並区史』四二六頁
- (61) 前掲注37 『杉並区史』四二六頁
- (62) 天保十四年「御用留」(馬橋村)大谷家所蔵文書所収 杉並区立郷土博
物館『杉並区立郷土博物館研究紀要 第二二号』杉並区立郷土博物館、
二〇一四 二六〇二七頁(文書番号 C―三八) 以下、天保十四年「御
用留」(馬橋村)と略す。
- (63) 「久保田正邦」『日本史総覧』六六頁
- (64) 「池田長恵」『日本史総覧』五九頁
- (65) 前掲注61 天保十四年「御用留」(馬橋村)二七頁(文書番号 C―三八)
- (66) 前掲注46 『大田区史』二二三頁
- (67) 前掲注46 『大田区史』二二六頁
- (68) 前掲注46 『大田区史』二四〇二六頁
- (69) 前掲注61 天保十四年「御用留」(馬橋村)二七頁(文書番号 C―三八)
- (70) 前掲注61 天保十四年「御用留」(馬橋村)五六頁(文書番号 C―三八)
- (71) 「取極議定」は、いくつかの自治体史でみられる。天保十四年十一月「武
蔵・下総両国二百八十三カ村総代江戸市中下糞値段引下規定連印帳」『神
奈川県史』資料編7・近世(4) 七九六〜七九九頁
- 天保十四年十一月「江戸市中下肥価格引下げに付領々議定書」(『田無市
史』第一巻 中世・近世史料編 三九八〜四〇四頁)
- (72) 前掲注70 『田無市史』七九六〜七九九頁
- (73) 間宮士信等『新編武蔵風土記稿』多摩郡十四巻 文献出版 一九九七
- (74) 天保十五年四月「下肥一件に付領々物代書状」(『田無市史』第一巻 中世・
近世史料編 四〇四〜四〇五頁)
- (75) 石河土佐守『日本史総覧』六八頁
- (76) 関東取締出役とは、「江戸幕府の職名。文化二年(一八〇五) 関東地方
の治安維持強化を目的として創設され」たものである。『国史』第三巻
八九七頁(森安彦執筆) 参照のこと。なお、中山誠一郎とは、天保十四
年から嘉永七年まで関東取締出役を務めていた人である。「中山誠一郎」
『徳川幕臣人名辞典』(東京堂出版 二〇一〇 四九一〜四九二頁を参照
のこと。
- (77) 関東取締出役『国史』第三巻 八九七頁(森安彦執筆) 参照のこと。
- (78) 前掲注6 小林 六五頁
- (79) 前掲注6 小林 六五頁
- (80) 杉並区立郷土博物館寄託大谷家所蔵文書 天保十五年「御用留」(馬橋
村)(文書番号C―三九)
- (81) 杉並区立郷土博物館寄託大谷家所蔵文書 天保十五年「御用留」(馬橋
村)(文書番号C―三九)
- (82) 江戸西郊における下肥に関する取り決めは、大蔵村や太子堂村などのも
のが確認することができる。『下掃除関連史料 世田谷叢書』第七集 世

田谷区教育委員会 二〇一三 一二一～二八・二九～三三頁参照のこと。
なお、先行研究としては、次のようなものが見られる。

森安彦 「御用留」の性格と内容(四) — 武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討— 『史料館研究紀要』二三号、一九九二 前掲注6 小林を参照のこと。

(83) 寄場組合とは、「組合村組織」のことを言い、文政十(一八二七)年に、関東農村支配の強化のために設置された。『国史』(森安彦氏執筆)を参照のこと。

(84) 「小前」『日国』第五卷 一〇三九頁

(85) 天保期の関東取締出役の役割について分析しているものとして、桜井昭男「文政・天保期の関東取締出役」『関東取締出役』岩田書院、二〇〇五年などがある。

(86) 前掲注6 小林 九九頁

(87) 前掲注37 『杉並区史』四二七頁

(88) 前掲注6 小林を参照のこと。

(89) 明治時代に入っても、都市肥料をめぐる問題が起きており、次のような研究がある。渡辺善次郎『近代日本都市近郊農業史』論創社、一九九一などがみられる。

【付記】

本稿は二〇一九年度淑徳大学人文学部へ提出した同名の卒業論文を改稿したものである。執筆に際し、日頃から分かりやすい御指導をくだされた田中洋平先生、また史料閲覧や本稿の執筆などに関して御高配をいただいた杉並区立郷土博物館の駒見敬祐氏(現埼玉県立文書館)・

茶園紘己氏らをはじめとした方々、様々な場面で支えてくださっている皆様へ御礼申し上げます。

すだ こうき…淑徳大学 二〇一九年度人文学部歴史学科卒業生

東京都立王子特別支援学校 教諭